

石川県公報

令和 8 年 2 月 18 日 (水曜日)

号 外

(第 9 号)

目 次

- 条 例
○石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局) 1

条 例

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十七号

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例 (昭和四十九年石川県条例第六十九号) の一部を次のように改正する。

第一条中「四十一人」を「四十二人」に改める。

第二条の表七尾市選挙区の項を次のように改める。

七尾市鹿島郡選挙区	七尾市及び鹿島郡	三人
-----------	----------	----

第二条の表輪島市選挙区の項を次のように改める。

輪島市珠洲市鳳珠郡選挙区	輪島市、珠洲市及び鳳珠郡	三人
--------------	--------------	----

第二条の表珠洲市鳳珠郡選挙区の項を削り、同表羽咋市羽咋郡南部選挙区の項及びかほく市選挙区の項を次のように改める。

羽咋市羽咋郡選挙区	羽咋市及び羽咋郡	二人
かほく市河北郡選挙区	かほく市及び河北郡	四人

第二条の表河北郡選挙区の項、羽咋郡北部選挙区の項及び鹿島郡選挙区の項を削る。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

